

第16回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年11月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

場 所

和歌山県和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 「ル・グラン」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議決権の行使は郵送で行い、当日のご来場は自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会へご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の決算説明会の開催は取り止めさせていただきます。

目 次

招集ご通知	P 1
株主総会参考書類 （提供書面）	P 2
事業報告	P 6
計算書類	P 23
監査報告	P 26



株式会社農業総合研究所

（証券コード 3541）

証券コード 3541
2022年11月10日

株 主 各 位

和歌山県和歌山市黒田99番地12
株式会社農業総合研究所
代表取締役会長CEO 及 川 智 正

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 「ル・グラン」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第16期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://nousouken.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://nousouken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 2021年6月16日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに上場会社に「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い変更案第12条(招集)第2項を新設するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

次回以降開催の株主総会を必ずしもバーチャルオンリー株主総会とするという趣旨ではございませんが、不測の事態に対して備えておくという意味でも、この度の定款変更を必要と判断した次第です。

なお、当社は、定款変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)<br/>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)<br/>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月経過したいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案

# 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

### 1. 提案の内容

今後の資本政策の機動性及び株主還元の柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

### 2. 資本金の額の減少

#### (1) 減少する資本金の額及び方法

当社の資本金の額546,633,250円のうち、496,633,250円を減少し、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。

#### (2) 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2023年1月12日（予定）

### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記『2. 資本金の額の減少』の効力発生を条件に、資本金より振り替えたその他資本剰余金496,633,250円のうち一部を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充当いたします。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 179,137,671円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 179,137,671円

以上

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年9月1日から  
2022年8月31日まで )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

全国の農業総産出額は、コメ、野菜、肉用牛等における需要に応じた生産の取組等により、近年9兆円前後で推移しております。2020年の農業総産出額は、米や肉用牛において新型コロナウイルス感染症拡大の影響により需要減退したこと等から価格が低下した一方で、野菜や豚において天候不順や巣ごもり需要により価格が上昇したこと等から、前年に比べ432億円増加し、8兆9,370億円となりました（出典：農林水産省「生産農業所得統計」）。他方で、2020年2月時点の農業経営体のうち、個人経営体は103万7千経営体で、2015年に比べ30万3千経営体減少した一方、団体経営体は3万8千経営体で1千経営体増加しております（出典：農林水産省「農林業センサス」）。農業経営体の減少が続く中、法人化や規模拡大の進展が継続し、農業集約化の動きも加速するものと予想されます。

当事業年度は、期初において平年並みであった青果価格が、特定の品目は不作により高値で推移する一方、全体的には好天により供給過多の影響で低下トレンドの相場状況であったものの、新型コロナウイルス感染症の長期化による巣ごもり消費や内食需要の定着を背景に青果需要は堅調に推移いたしました。

このような環境のもと、特に大型生産者との取引拡大を図り、より多くの生活者に「おいしい」をお届けするために、これまで当社が進めてきた農家の直売所事業に加え、スーパー等の通常の青果売場で販売する産直卸事業を推進いたしました。また、富山中央青果株式会社との資本業務提携契約の締結を発表し、新しい農産物流通の創造に向けた取組の深化を進めた結果、同社との取引額は前事業年度の約4.0倍に拡大いたしました。さらに、国分グループ本社株式会社を割当先として約1.0億円の第三者割当増資を行い「物流」「販路拡大」「販売促進」分野でのさらなる関係の強化に加え、産直卸事業の成長のため、他社とのアライアンスも積極的に展開いたしました。一方、前年度までに実施いたしました流通総額のさらなる拡大に備えたシステム開発の減価償却の開始や事業基盤強化のための人材採用により、販売費及び一

般管理費が前事業年度比で増加いたしました。

このような取組みの結果、当社の重要な経営指標である流通総額は当事業年度において13,181,839千円（前事業年度比7.0%増）、2022年8月末日時点でスーパーマーケット等の国内小売店への導入店舗数は1,934店舗（前事業年度末より160店舗増）、農産物の集荷拠点である集荷場は92拠点（前事業年度末より2拠点減）、登録生産者10,258名（前事業年度末より496名増）まで拡大いたしました。

当事業年度の経営成績は、売上高は5,192,670千円（前事業年度は4,737,903千円）、営業損失は123,024千円（前事業年度は営業損失193,727千円）、経常損失は110,546千円（前事業年度は経常損失207,527千円）、当期純損失は127,093千円（前事業年度は当期純損失283,185千円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しているため、経営成績に関する説明においては、売上高について前事業年度比増減率を記載せず、前事業年度実績を記載して説明しております。当該基準等を適用する前に比べ、当事業年度の売上高は330,710千円増加し、販売費及び一般管理費は330,710千円増加しております。また、営業損失、経常損失については影響ありません。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社は農家の直売所事業の単一セグメントでありましたが、経営管理体制の見直しに伴う経営資源配分の決定方法及び業績評価方法の類似性・関連性を踏まえ、事業区分及び事業活動の実態を適切に表すとともに、事業内容を明瞭に表現する目的で、当事業年度の期首より、報告セグメントを「農家の直売所事業」及び「産直卸事業」の2区分に変更し、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数字で比較分析しております。

#### 〈農家の直売所事業〉

農家の直売所事業では、当社及び業務委託先が運営する集荷場で登録いただいた生産者から農産物を出荷し、原則翌日にスーパー等の「産直コーナー」で販売する独自の流通プラットフォームを提供しております。

当事業年度は、既存委託販売先との取引維持・拡大に加え、新規委託販売先の獲得に努めてまいりました。また、登録生産者獲得のため、集荷場の統廃合を進め、営業活動を行ってまいりました。

これにより、当事業年度の流通総額は11,946,572千円（前事業年度比4.3%増）、流通点数は64,653千点（前事業年度比0.5%減）、売上高は3,957,403千円（前事業年度は3,870,885千円）、セグメント利益は480,636千円（前事業年度比8.3%増）となりました。

#### 〈産直卸事業〉

産直卸事業では、当社が生産者から直接農産物を買取り、商品の「パッケージ」、売場の「POP」、生産者のおすすめ「レシピ」などで商品の付加価値を可視化し、スーパー等の通常の青果売場である「青果コーナー」で販売しております。

当事業年度は、スーパー等の取引先の旺盛なニーズに対応するため、全国の産地との連携拡大により商品供給を強化し、ブランディングを通じて販売力を強化するとともに、社内体制の整備に努めてまいりました。

これにより、当事業年度の流通総額及び売上高は1,235,266千円（前事業年度は867,017千円）、セグメント損失は18,722千円（前事業年度はセグメント損失62,185千円）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は15,613千円で、その主な内容は、基幹システムの改修12,140千円、集荷拠点の環境改善2,368千円であります。

#### ③ 資金調達の状況

当社は、国分グループ本社株式会社を割当先とする第三者割当増資により247,600株の新株式を発行し、100,030千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                    | 第13期<br>(2019年8月期) | 第14期<br>(2020年8月期) | 第15期<br>(2021年8月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(2022年8月期) |
|----------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)                               | 2,852,039          | 3,473,364          | 4,737,903          | 5,192,670                     |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△) (千円)                | 46,094             | 46,491             | △ 207,527          | △ 110,546                     |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (千円)              | 22,190             | 31,289             | △ 283,185          | △ 127,093                     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり<br>当期純損失 (△) (円) | 1.06               | 1.49               | △ 13.09            | △ 5.82                        |
| 総資産 (千円)                               | 1,543,335          | 1,751,262          | 2,513,436          | 2,441,553                     |
| 純資産 (千円)                               | 609,202            | 644,795            | 925,949            | 898,886                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                          | 29.00              | 30.68              | 42.52              | 40.81                         |

- (注) 1. 第14期より連結計算書類非作成会社となったため、企業集団の財産及び損益の状況については記載しておりません。
2. 2019年3月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第13期(2019年8月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を計算しております。
3. 2020年11月4日を払込期日として普通株式755,700株の第三者割当増資を実施しております。
4. 2022年5月30日を払込期日として普通株式247,600株の第三者割当増資を実施しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 農家の直売所事業における新規委託販売先の獲得と既存委託販売先の取引拡大

当社は、農家の直売所事業において、特定の委託販売先に対する依存度が高い傾向にありますが、当社が継続的に成長・発展していくためには、既存委託販売先との取引の維持・拡大に努めるとともに、新規委託販売先の獲得が必要と考えております。

このため、営業体制の強化を図るとともに、委託販売先のニーズに合った農産物の供給等のサービス強化も図ってまいります。

#### ② 登録生産者へのサービスの拡充・新規登録生産者の獲得

当社は、登録生産者に対して、日々の売上情報や農産物ごとの相場情報等を提供しておりますが、今後、新規の生産者の確保や既存の生産者の離反を防ぐためにもさらなるサービスの拡充を図ってまいります。また、当社は、農家の直売所事業において、集荷場を開設し営業活動を行うことで、新規登録生産者を獲得しておりますが、今後、当社が継続的に成長・発展していくために、ポータルサイト等を活用した方法により、新規登録生産者を獲得していく方針であります。

#### ③ 農産物の安全性

当社は、登録生産者等が持ち込む農産物の安全性については、登録生産者との間で、「農産物は、新鮮でかつ農薬安全使用基準を守って栽培されたもの（栽培履歴の明示ができるもの）であること」、「食品加工物についてはJAS法、食品衛生法等関連法規を守っていること」、「商標法等法令に抵触する商品でないこと、また、当社の事業理念や企業イメージに抵触する商品でないこと」といった規定を設けておりますが、スーパー等や生活者に、より「安心・安全」であることを訴求するために、今後さらなる農産物の安全性管理の強化を図っていく方針であります。

#### ④ 海外展開

当社は、農家の直売所事業において、現在は日本国内を中心として展開しておりますが、少子高齢化の問題により、日本国内の市場は今後縮小していくものと予想されております。また一方で、「安心・安全」な日本産農産物の需要は海外でも高まっております。当社が継続的に成長・発展していくために、関連会社の株式会社世界市場を通じて、海外への事業展開を推進してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社では、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化、災害対策及び事業継続計画等、経営管理体制の強化が重要であると考えております。

このため、社員教育、組織体制や規程の整備・見直し等を定期的実施することにより、経営管理体制の強化に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成

当社は、事業の継続的な拡大のために、事業の規模や質に合わせた優秀な人材の確保、組織体制の整備及び従業員のモチベーションの維持・向上に努めていく方針であります。

(5) **主要な事業内容** (2022年8月31日現在)

当社は、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、日本から世界から農業がなくならない仕組みを構築することを目的としております。そのためにまずは、ミッションである「ビジネスとして魅力ある農産業の確立」を実践しております。

当社の主な事業は、「農家の直売所事業」と「産直卸事業」になります。農家の直売所事業は、登録生産者から農産物を集荷し、原則翌日にスーパー等の「産直コーナー」で販売することです。つまり、登録生産者とスーパー等を直接つなぐ流通を構築しております。これまで、郊外の農産物直売所や道の駅に行かなければ購入できなかった生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を、日々生活者にご利用いただいているスーパー等にて購入できる仕組みを提供しております。

産直卸事業は、当社が生産者から直接農産物を買取り、商品の「パッケージ」、売場の「POP」、生産者のおすすめ「レシピ」などで商品の付加価値を見える化をしてスーパー等の通常の青果売場である「青果コーナー」で販売することです。農家の直売所事業で培った「小売アカウント・物流インフラ・産地ネットワーク」を活用することで、生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を青果コーナーでも展開しております。

## (6) 主要な事業所 (2022年8月31日現在)

| 名 称   | 所 在 地                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 本 社   | 和歌山県和歌山市                                                                  |
| 営 業 所 | 東京営業所：東京都品川区、大阪営業所：大阪府大阪市淀川区<br>名古屋営業所：愛知県名古屋市中区                          |
| 集 荷 場 | 旭集荷場：千葉県旭市、富里集荷場：千葉県富里市、香取集荷場：千葉県香取市、深谷集荷場：埼玉県深谷市、紀の川集荷場：和歌山県紀の川市 他 計92拠点 |

## (7) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

| 従 業 員 数     | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|------------|---------|-------------|
| 127名 (138名) | 3名減 (17名増) | 35.5歳   | 4.2年        |

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 残 高   |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 紀 陽 銀 行     | 206,660千円 |
| 農 林 中 央 金 庫         | 200,000   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 68,346    |

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 70,800,000株

(2) 発行済株式の総数 22,025,900株 (自己株式1,970株を含む。)

(注) 2022年5月30日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は247,600株増加しております。

(3) 株主数 6,832名

### (4) 大株主

| 株主名                                                                                          | 持株数        | 持株比率   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 及川智正                                                                                         | 3,712,500株 | 16.85% |
| 株式会社プレnteィー                                                                                  | 3,575,000  | 16.23  |
| 日本郵政キャピタル株式会社                                                                                | 2,625,000  | 11.91  |
| 堀内寛                                                                                          | 2,152,500  | 9.77   |
| 株式会社農林漁業成長産業化支援機構                                                                            | 485,900    | 2.20   |
| 楽天証券株式会社                                                                                     | 423,500    | 1.92   |
| BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMTT IL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC | 302,600    | 1.37   |
| 農業総合研究所従業員持株会                                                                                | 287,200    | 1.30   |
| 国分グループ本社株式会社                                                                                 | 247,600    | 1.12   |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社                                                                         | 206,200    | 0.93   |

(注) 持株比率は、自己株式(1,970株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年8月31日現在)

| 会社における地位   | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                                   |
|------------|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長CEO | 及川智正 | カネマサ流通ホールディングス株式会社社外取締役<br>富山中央青果株式会社社外取締役                                     |
| 代表取締役社長    | 堀内寛  | 株式会社世界市場社外取締役                                                                  |
| 取締役CFO     | 坂本大輔 | 富山中央青果株式会社社外監査役                                                                |
| 取締役        | 松尾義清 | 株式会社世界市場社外取締役<br>富山中央青果株式会社社外取締役                                               |
| 取締役        | 宮本康平 | 宮本公認会計士事務所代表                                                                   |
| 常勤監査役      | 清野芳昭 | 株式会社世界市場監査役<br>バリュークリエーション株式会社社外監査役                                            |
| 監査役        | 後藤弘之 | 株式会社プレントリー監査役<br>アイ・シンクレント株式会社監査役<br>Food's Style株式会社監査役                       |
| 監査役        | 藤本幸弘 | シティユーワ法律事務所パートナー<br>M&Aキャピタルパートナーズ株式会社社外<br>監査役<br>日本再生可能エネルギーインフラ投資法人監<br>督役員 |

- (注) 1. 取締役宮本康平氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役清野芳昭氏、監査役後藤弘之氏及び監査役藤本幸弘氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役宮本康平氏と監査役藤本幸弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役清野芳昭氏は、金融機関における長年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と取締役宮本康平氏、常勤監査役清野芳昭氏、監査役後藤弘之氏及び監査役藤本幸弘氏は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して

おります。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である会社の役員等がその職務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟費用等について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### (イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責や役位に応じることを基本方針としております。

#### (ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### (ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長CEO及川智正が具体的な内容について委任を受けております。当該委任における代表取締役会長の権限は株主総会で決議された役員報酬の総額の枠について、各取締役の基本報酬の額を適切に配分するものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |          |          | 対象となる<br>役員の数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|----------|---------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 58,500千円<br>(1,800) | 58,500千円<br>(1,800) | －<br>(－) | －<br>(－) | 5名<br>(1)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,600<br>(9,600)    | 9,600<br>(9,600)    | －<br>(－) | －<br>(－) | 2<br>(2)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 68,100<br>(11,400)  | 68,100<br>(11,400)  | －<br>(－) | －<br>(－) | 7<br>(3)      |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年7月30日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額は、2013年7月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名であります。また、2017年11月29日開催の第11回定時株主総会において、当該報酬限度額の範囲内で、取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
2. 期末現在の取締役は5名、監査役は3名ですが、上記人員との相違は、無報酬の監査役1名が存在していることによるものであります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宮本康平氏は、宮本公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には重要な取引関係はありません。
- ・常勤監査役清野芳昭氏は、株式会社世界市場監査役及びバリュークリエーション株式会社社外監査役であります。なお、株式会社世界市場は当社の関連会社であります。
- ・監査役後藤弘之氏は、株式会社プレンティー監査役、アイ・シンクレント株式会社監査役及びFood's Style株式会社監査役であります。当社とこれらの各兼職先との間には重要な取引関係はありません。なお、株式会社プレンティーは当社の主要株主であります。
- ・監査役藤本幸弘氏は、シテューワ法律事務所パートナー、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役及び日本再生可能エネルギーインフラ投資法人監督役員であります。当社とこれらの各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地位    | 氏名   | 出席状況及び発言状況                                                                                          |
|-------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 宮本康平 | 2021年11月26日就任以降に開催された取締役会14回のうち14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案につき必要な発言を適宜行っております。                  |
| 常勤監査役 | 清野芳昭 | 当事業年度に開催された取締役会全18回、監査役会全12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案につき必要な発言を適宜行っております。                  |
| 監査役   | 後藤弘之 | 当事業年度に開催された取締役会全18回、監査役会全12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に監査役としての長年の経験や幅広い知見に基づき、議案につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役   | 藤本幸弘 | 当事業年度に開催された取締役会全18回、監査役会全12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案につき必要な発言を適宜行っております。         |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 25,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

(イ) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

(ロ) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

(ハ) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程、組織規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、業務を執行します。

(ニ) 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、文書管理規程等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動上の重大な危険、損害の恐れやリスクについては、リスクマネジメント規程に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は取締役会において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限に留める体制を整えます。

また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限表に該当する事項は、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。  
日常の職務執行については、業務分掌規程及び組織規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。
- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
監査役求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該従業員の補助すべき期間中における指揮命令権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該期間中における人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当該従業員の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ます。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制  
(イ) 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を構築します。  
(ロ) 取締役及び従業員は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
前二号の説明又は報告をした者に対し、いかなる不利な取扱いもしてはならず、また、報告を受けた監査役は、報告者の氏名及び情報等を秘匿します。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、所要の費用の前払い又は支出した費用の償還を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。
  - (ロ) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制としています。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会については、取締役会を18回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役会長、代表取締役社長、他の取締役、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

# 貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)        |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産          | 1,977,519 | 流動負債          | 1,188,477 |
| 現金及び預金        | 1,064,091 | 買掛金           | 756,901   |
| 売掛金           | 887,093   | 短期借入金         | 68,346    |
| 商貯蔵品          | 14,447    | 1年内返済予定の長期借入金 | 65,430    |
| 前払費用          | 93        | 未払金           | 156,985   |
| その他の金         | 16,711    | 未払費用          | 6,097     |
| 貸倒引当金         | 430       | 未払法人税等        | 23,932    |
| 固定資産          | 464,033   | 未払消費税等        | 52,563    |
| 有形固定資産        | 92,082    | 前受金           | 1,426     |
| 建物附属設備        | 31,531    | 預り金           | 11,063    |
| 減価償却累計額       | △9,921    | 賞与引当金         | 40,648    |
| 建物附属設備(純額)    | 21,610    | その他の          | 5,082     |
| 構築物           | 37,718    | 固定負債          | 354,189   |
| 減価償却累計額       | △10,235   | 長期借入金         | 341,230   |
| 構築物(純額)       | 27,483    | 資産除去債務        | 12,959    |
| 機械及び装置        | 49,840    | 負債合計          | 1,542,667 |
| 減価償却累計額       | △15,950   | (純資産の部)       |           |
| 機械及び装置(純額)    | 33,889    | 株主資本          | 898,886   |
| 車両運搬具         | 1,117     | 資本金           | 546,633   |
| 減価償却累計額       | △1,117    | 資本剰余金         | 531,633   |
| 車両運搬具(純額)     | 0         | 資本準備金         | 531,633   |
| 工具、器具及び備品     | 13,823    | 利益剰余金         | △179,137  |
| 減価償却累計額       | △7,585    | その他利益剰余金      | △179,137  |
| 工具、器具及び備品(純額) | 6,238     | 繰越利益剰余金       | △179,137  |
| その他の          | 5,649     | 自己株式          | △242      |
| 減価償却累計額       | △2,788    | 純資産合計         | 898,886   |
| その他の(純額)      | 2,860     | 負債純資産合計       | 2,441,553 |
| 無形固定資産        | 120,729   |               |           |
| ソフトウェア        | 120,729   |               |           |
| 投資その他の資産      | 251,221   |               |           |
| 関係会社株式        | 105,277   |               |           |
| 繰延税金資産        | 113,393   |               |           |
| その他の          | 32,550    |               |           |
| 資産合計          | 2,441,553 |               |           |

# 損益計算書

( 2021年 9月 1日から  
2022年 8月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目  | 金 額       |
|------|-----------|
| 売上高  | 5,192,670 |
| 商品売上 | 12,777    |
| 商品売上 | 2,368,861 |
| 商品売上 | 14,447    |
| 商品売上 | 2,367,192 |
| 商品売上 | 2,825,478 |
| 商品売上 | 2,948,502 |
| 商品売上 | △123,024  |
| 商品売上 | 40        |
| 商品売上 | 960       |
| 商品売上 | 56        |
| 商品売上 | 2,215     |
| 商品売上 | 3,139     |
| 商品売上 | 7,744     |
| 商品売上 | 5,623     |
| 商品売上 | 2,972     |
| 商品売上 | 22,754    |
| 商品売上 | 3,354     |
| 商品売上 | 6,921     |
| 商品売上 | 10,276    |
| 商品売上 | △110,546  |
| 商品売上 | 28,170    |
| 商品売上 | 28,170    |
| 商品売上 | △138,716  |
| 商品売上 | 18,361    |
| 商品売上 | △29,984   |
| 商品売上 | △11,622   |
| 商品売上 | △127,093  |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 株主資本等変動計算書

( 2021年 9 月 1 日から  
2022年 8 月31日まで )

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |              |                             |              |         |                | 純資産<br>合 計 |
|---------------|---------|-----------|--------------|-----------------------------|--------------|---------|----------------|------------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                   |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |            |
|               |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |            |
| 当 期 首 残 高     | 496,618 | 481,618   | 481,618      | △52,043                     | △52,043      | △242    | 925,949        | 925,949    |
| 当 期 変 動 額     |         |           |              |                             |              |         |                |            |
| 新 株 発 行       | 50,015  | 50,015    | 50,015       |                             |              |         | 100,030        | 100,030    |
| 当 期 純 損 失     |         |           |              | △127,093                    | △127,093     |         | △127,093       | △127,093   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 50,015  | 50,015    | 50,015       | △127,093                    | △127,093     | —       | △27,063        | △27,063    |
| 当 期 末 残 高     | 546,633 | 531,633   | 531,633      | △179,137                    | △179,137     | △ 242   | 898,886        | 898,886    |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月27日

株式会社農業総合研究所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 長 島 拓 也 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 萬 政 広   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社農業総合研究所の2021年9月1日から2022年8月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リ

スクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

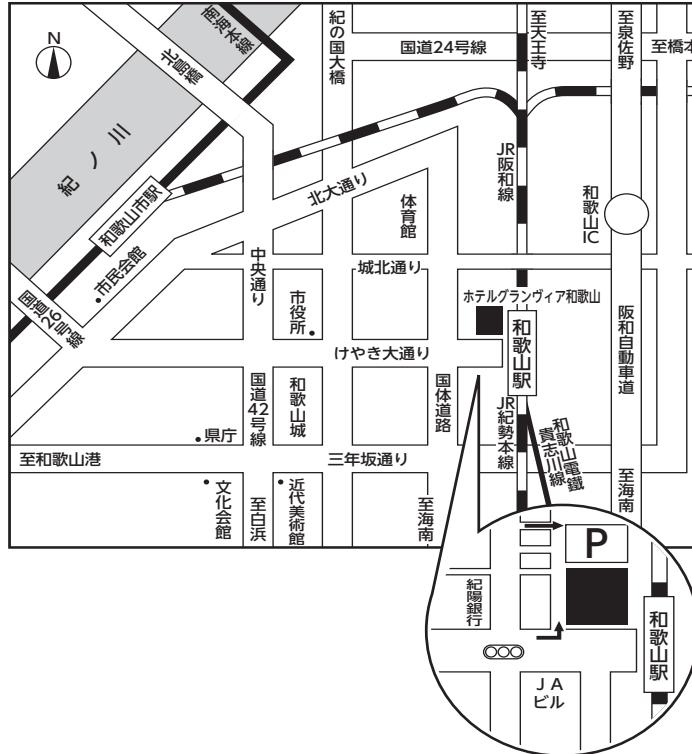
2022年10月27日

株式会社農業総合研究所 監査役会  
常勤監査役 清野 芳昭 ㊟  
(社外監査役)  
社外監査役 後藤 弘之 ㊟  
社外監査役 藤本 幸弘 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町5丁目18番地  
ホテルグランヴィア和歌山 6階 「ル・グラン」  
TEL 073-425-3333 (代表)



## 株主の皆さまへ

IRサイトで11月28日から  
Web株主通信をリリース予定です。  
是非ご覧ください。

<https://nousouken.co.jp/ir/>



- 交通 ● J R 「和歌山駅」より徒歩2分
- 南海「和歌山市駅」より車で約15分
- 「関西国際空港」より車で約40分  
リムジンバス (空港⇄和歌山駅)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。